こども・子育て施策の充実強化に関する提言

少子化は、日本の未来を左右する喫緊の課題であり、子育て世帯だけでなく、 すべての国民に影響を及ぼす事案であり、こども・子育て施策の充実強化を図 るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. こども・子育て政策の強化について
- (1)「こども未来戦略」をはじめ、こども・子育て政策の強化に向けた施策には、都市自治体を通じて実施されるものも多く、その具体化に当たっては 実施主体となる自治体の実情を十分に踏まえたうえで着実に実施できるも のとすること。

また、こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保するとともに、自治体独自の取組についても、計画的にサービス提供できるよう、安定的な地方財源を確保すること。

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、 国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うこと。

- (2) デジタル技術を活用した手続きの簡素化、データ連携等こども政策 D X については、都市自治体等に過度な負担が生じることのないよう、現場の 実情に十分配慮し慎重に進めること。
- 2. 結婚、妊娠・出産、育児の切れ目のない支援等の充実について
- (1)誰もが安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、継続的な財政支援の充実を図ること。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減、多様なニーズに対応した切れ目のない支援、安心して子育てできる雇用環境の整備等を推進すること。

(2) こども誰でも通園制度について、施設の空き状況や待機児童の有無等地域の実情を踏まえ、都市自治体に過度な負担をかけない実効性のある制度にすること。

また、制度の推進に向けては、補助総額に上限を設けるなど制限を加えることなく、必要な財源を国の責任において確実に確保するとともに、担い手の確保、利用者への周知等円滑な事業実施に向けた支援を行うこと。

- (3) 妊産婦の経済的負担を軽減するため、妊産婦医療に関する必要な支援等を講じること。
- (4) 妊婦健康診査について、検査内容の充実を図るとともに、産後ケア事業 についても十分な財政措置等を講じること。
- (5) 1か月児・5歳児の健康診査の円滑な実施に向け、十分な財政措置を行 うとともに国においてガイドラインを整備する等支援を行うこと。

また、5歳児健診の目的である発達障害の早期発見等に対応していくため、地域における専門職の確保・育成を支援するほか、健診後の保育、福祉及び教育機関の連携体制確保に向け、モデルケースを示す等支援策を講じること。

- (6)望まない妊娠をした者に対する国の相談窓口を整備し、周知等を図ること。
- 3. 子ども・子育て支援新制度について
- (1)子ども・子育て支援新制度の推進に当たっては、都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を講じるための財源を確実に確保すること。

また、都市自治体の実情を反映して制度を簡素化するとともに、事務負担の軽減を図ること。

(2) 地域の実情に即した多様な保育サービスの提供や保育所等の適正な運営 を確保するため、子どものための教育・保育給付交付金等の財政措置の拡 充等を講じること。

また、教育標準時間 (1号) 認定のこどもに係る施設型給付の費用負担 割合については、保育 (2・3号) 認定のこどもに係る施設型給付と同様 の割合にすること。

- (3)子ども・子育て支援交付金について、地域の実情に即した事業を安定的に実施できるよう、補助基準額の拡充等を図るとともに所要の予算を確保すること。
- (4)公定価格について、地域区分など地域の実態を十分に踏まえて適切に設定すること。
- (5) 障害児、外国籍児童、医療ケア児等特別な配慮を要するこどもの受入れ や適切な支援に必要となる人材確保について、十分な財政措置等を講じる

こと。

また、施設整備も含めた支援体制の整備や制度の見直し等を講じること。

(6) 児童手当について

- 1) 児童手当の拡充に当たっては、現場が混乱することなく円滑な給付が可能となるよう、都市自治体の準備に必要な情報を適切に示すとともに、システム改修費、事務費等に対する財政措置を含め必要な支援を行うこと。
- 2) 保育料の特別徴収について、過年度分も徴収できるようにすること。
- (7) 幼稚園の預かり保育に対する財政措置の拡充を図ること。
- (8)公私連携幼保連携型認定こども園等の社会福祉施設職員等退職共済金について、負担割合軽減に向けた掛金の見直しを図ること。

4. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化については、国の責任において必要な地方財源 を確実に確保するとともに、都市自治体の意見を十分に反映し、事務負担 の軽減も含め、制度の改善を図ること。
- (2) 在宅で育児を行う世帯等、多様な保育形態の公平性に配慮し、必要な財 政措置を講じること。
- (3)副食費について、保護者等の負担軽減を図るため、必要な財政措置を講じること。

5. 保育対策について

- (1)「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。
- (2)保育人材の育成・確保について
 - 1)地域の実態を踏まえ、保育人材の確保、定着及び更なる処遇改善を図るため、公定価格を改善し十分な財政措置を講じること。
 - 2)保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、事務職員等の配置、事務の簡略化やICT化など保育士等の労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。

- 3)「こども未来戦略」に示された職員配置基準の見直しやこども誰でも通 園制度の検討に当たっては、都市自治体によって保育士の人材確保の状 況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏ま え、それぞれの自治体が円滑に実施できる制度にすること。
- 4) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、研修体制の 充実や保育士修学金貸付制度の拡充等、必要な措置を講じること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士等宿舎借上げ支援事業の対象拡充等、総合的な支援措置を講じること。

- (3)保育所等の適正な運営を確保し、保育の質の向上を図るため、基準の区分を地域の実態にあわせて細分化する等、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を適切に見直すとともに必要な財政措置を講じること。
- (4) 認可外保育施設等の質の確保・向上を図るため、国の責任において、財政支援を含めた必要な措置を講じること。
- (5) 就学前教育・保育施設整備交付金等について、各自治体の整備計画に支 障が出ないよう十分な財政措置を講じること。

また、認定保育園施設整備の補助率の幼稚園機能部分を保育所機能部分に合わせる等制度の見直しを図ること。

- (6) 安心して子育てできる環境を確保するため、年度途中の入所予約に対応する保育士の雇用に要する費用等について、財政措置を講じること。
- (7) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金について、実施主体である 自治体の負担増が生じないよう、給付方法に関わらず必要な費用に対して 十分な財政措置を講じるとともに、相談事業に係る専門的な人材確保の支 援を行うこと。
- (8) こども家庭センターの設置・運営や子育て世帯訪問支援事業等が安定的 に展開できるよう、人材の確保・育成等の支援を行うとともに財政措置を 講じること。
- 6. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進について
- (1)都市自治体が「放課後児童対策パッケージ」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置の拡充等必要な措置を講じること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増

額すること。

- (2) 放課後児童クラブの今後の更なる量的拡大に対し放課後児童支援員を確保するため、処遇改善に係る財政支援の拡充を図ること。
- (3) ひとり親や多子世帯、低所得世帯等に対する利用料負担の軽減を図るため、財政支援を講じること。
- 7. 地域における子育て支援拠点としての機能が十分に発揮できるよう、児童館等の運営及び施設整備について、十分な財政措置を講じること。
- 8. 児童虐待等防止対策の強化を図るための総合的な支援について
- (1)児童虐待の相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯がこれまで 以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、相談窓口の機能強化、社会的 養護の体制整備等総合的な支援に対する財政措置等を拡充すること。
- (2) 児童相談所等の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司を はじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を含め必 要な措置を講じること。

また、中核市等における児童相談所の設置の推進、複数の自治体が連携した広域的な相談体制の構築等に対する支援の充実を図ること。

(3) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能 転換を進めるため、必要となる職員数を配置できるよう、十分な財政措置 を講じること。

また、一時保護所の環境改善を推進するため、財政措置の拡充等、必要な措置を講じること。

- (4) 児童養護施設を退所し、就職や就学する児童に対して、安心して新生活 を送ることができるよう財政措置を講じること。
- 9. こどもの貧困対策の推進について
- (1)都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、 財政措置を含め、必要な支援を講じること。
- (2) こども食堂の開設や運営が安定的かつ効率的に行えるよう、財政面も含めた包括的な支援を講じること。

- 10. ひとり親家庭への支援施策について
 - (1) 児童扶養手当について
 - 1) 十分な財源を確保し、国庫負担割合を引き上げること。
 - 2)所得制限対象者を受給者本人のみに限定する等、条件緩和を行うこと。
 - 3) 児童扶養手当と公的年金の併給について、調整手続きの簡素化等を図ること。
 - (2) 高等職業訓練促進給付金制度の拡充などひとり親家庭等への就業支援対策の充実を図ること。
 - (3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
 - (4)養育費債権への優先権(先取特権)の付与や法定養育費制度等、養育費の履行確保に向けた制度の見直しについて、国民に対し周知徹底を図ること。
- 11. 全国一律のこどもの医療費助成制度の創設について

子育てしやすい社会の実現に全国で取り組むとともに、我が国の将来を担 うこどもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、こど も医療費については、全国一律の国の保障制度の創設に向けた道筋を速やか に示すこと。

12. 物価高騰対策関係について

幼児教育・保育施設等について、施設の整備や安定的な事業運営のため、 国による財政措置等の必要な支援を講じること。

また、物価高騰の影響を受ける保育所の副食費等に対し、十分な財政支援を講じること。